長野市行政改革推進審議会	
令和元．５．27	資料１

行政評価における事務事業評価（外部評価）の実施方法等について

１　行政評価について

(1) 行政評価の目的

ア　市民本位の効率的で質の高い行政の実現

イ　市民への説明責任を果たし、透明性の高い行政の実現

ウ　成果志向の行政運営の実現

(2) これまでの経過

ア 平成14年度に導入し、評価の対象や項目に改良を重ねながら制度を運用

イ 平成23～24年度までの試行結果を踏まえ、平成25年度から

(ｱ) 事務事業評価及び総合計画の施策評価を本格実施

(ｲ) 長野市行政改革推進審議会による外部評価を導入

ウ　平成30年度から、

(ｱ) 事務事業評価について総合計画前期基本計画の実施計画書に記載の主要事業のうち、一般事務事業を中心に実施することとし、更なる成果志向の行政運営につなげることを目指す

※　「一般事務事業」：法律や国・県の通知などで実施が義務付けられている「児童手当支給事業」「国民健康保険給付事業」などの法定事務事業や施設建設・改修のハード事業等を除いたもの。

(ｲ) 施策の進捗管理（施策評価を中心とした外部評価）は総合計画審議会、施策を実現するための手段である事務事業評価を中心とした外部評価は行政改革推進審議会にて実施

※　行政改革推進の立場で、これまで以上に事務事業の評価内容にご意見・ご提案をいただき、次年度以降の事業改善に結びつけていく。

2　行政改革推進審議会における外部評価について

(1) 目的

本市の行政運営が、効果的で効率的に進めることができるよう、市の裁量のある事業を中心に実施した事務事業評価に基づき、

・長期間成果が上がっていない事業
・目標が相当程度達成している事業
・市民ニーズの変動にもかかわらず見直しがなされていない事業等

について、効率化、整理統合等といった行政改革の視点での事業の在り方について外部評価を行い、その意見・提案を今後の取り組みに繋げていくことを目的とします。

(2) 対象

第五次長野市総合計画前期基本計画の実施計画書に記載の主要事業における一般事務事業を中心に事務事業評価（部局評価）を実施した 246 事業のうちから、行政改革推進委員会行政評価部会（庁内組織）の再評価において、部局評価における事業の方向性等を見直すべきとした事業（21 事業）を中心に、行政改革推進審議会が選定※した事業

※　外部評価対象事業は、行政評価推進委員会行政評価部会の再評価対象となった事業と委員が希望するものを踏まえて決定する予定。

(3) 実施方法

各事務事業について、「平成 31 年度事務事業評価シート（評価対象：平成 30 年度）」に基づき、担当から事業概要を含めた評価内容の説明、及び委員から事前にいただいた質問等への回答を行い、その後、今後の進め方や方向性を中心に委員からご意見・ご提案をいただきます。

(4) 評価結果

・通常の審議会の会議録と同様に、市ホームページにて公表
・いただいたご意見・ご提案は、予算編成や事業の見直しに活用